

# 令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜における 新型コロナウイルス感染者等の特例措置による選抜に係る実施要項

山形県教育委員会

## 1 目的

令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に感染した志願者又は濃厚接触者等となった志願者等（下記2(1)～(4)）が、適性検査、作文及び面接を受検できなかった場合に受検機会を確保する観点から、安心して受検できる入学者選抜制度に資することを目的とする。

## 2 本実施要項において対象となる者（以下「対象者」という。）

志願している者で、以下のいずれかの理由で、適性検査等を受検できなかった者。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染者で、適性検査等の実施日（以下「実施日」という。）に入院中又は自宅や宿泊施設において療養中の者。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者等（※1）のうち、実施日の前日までにPCR検査の結果が判明していない者。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者の濃厚接触者等のうち、実施日が自宅待機を要請されている期間中で、実施日の前日までにPCR検査の結果が陰性であると確認されたが、実施日当日に発熱・咳等の症状（※2）がある者。
- (4) 発熱・咳等の症状があるため医療機関を受診し、医師の判断によりPCR検査を受け、実施日の前日までに検査結果が判明しない者。

※1 濃厚接触者とは、保健所より濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、実施日を基準に過去2週間以内に、海外の国・地域等から日本に入国した者を含む。

※2 発熱・咳等の症状とは、37.5度以上の発熱がある、息苦しさ（呼吸困難）がある、強いだるさ（倦怠感）がある、味覚障害や嗅覚障害がある、咳の症状や咽頭痛が続いている、等の症状をいう。

## 3 対象者の入学者選抜に係る特例措置

「令和4年度山形県立東桜学館中学校入学者選抜実施要項」等に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 適性検査等  
適正検査、作文及び面接は実施しない。
- (2) 選抜の方法  
選抜は、山形県立東桜学館中学校の基本理念を踏まえ、調査書中の記載事項を資料として総合的に判断する。
- (3) 定員の取扱い  
対象者については、入学定員とは別に合否を判定できるものとする。

#### 4 手続き

- (1) 志願者の保護者は、本特例措置の対象者となった場合には、速やかに山形県立東桜学館中学校に電話で連絡すること。
- (2) 志願者の保護者は、「新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置承認申請書」（別紙様式1）（以下「申請書」という。）を、令和4年1月11日（火）正午まで、山形県立東桜学館中学校長あてに提出すること。上記2の(4)に該当する場合は、PCR検査を受けた日付、同検査を受けた医療機関名及びそのときの志願者の症状等を申請書に記入の上、医療機関を受診したことを証明できる書類（領収書の写し等）を添付すること。
- (3) 山形県立東桜学館中学校長は、(2)の提出を受け、本特例措置の対象者として承認する場合は、高校教育課長に報告の上、「新型コロナウイルス感染症特例措置承認通知書」（別紙様式2）を志願者の保護者あて送付すること。

#### 5 配慮事項

選抜に当たっては、対象者以外の受検者が入学定員を超えて入学許可予定者と判定されないようにすること。

#### 6 選抜結果の通知

選抜結果通知書は、令和4年1月14日（金）に発送する。

#### 7 その他

- (1) 本実施要項は、令和4年度入学者選抜にのみ適用する。
- (2) 山形県立東桜学館中学校長は、対象者の志願及び選抜結果の状況を、高校教育課長に報告しなければならない。
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応については、日々状況が変化しているため、今後必要に応じて更に変更して実施する場合がある。